

横浜市市民協働条例の施行状況の検討を受けた取組について

1 趣旨

本市では、「横浜市市民協働条例」(平成25年4月1日施行)に基づき市民協働の取組を推進しています。昨年度、条例の附則に基づき、3年ごとの条例の施行状況の検討を行ったところ、いくつかの課題が明らかになりました。

○市民協働事業の提案(条例第10条)

- ・市民からの提案の件数が2件にとどまり、十分に活用されていない。
- ・課題解決に積極的に取り組みたい市民に制度が認知されていない。
- ・市民にとって提案しやすい環境が整っていない。(相談窓口、行政内の連携、予算、提案を協働事業の企画としてブラッシュアップするための支援)

○協働契約(条例第12条)

- ・協働契約に対する市民や市職員の理解が十分には浸透していない。
- ・協働契約の締結を通じ、市民と市が協働の原則に沿ったより良いパートナーシップを築けるよう、実践的なサポートが必要である。
- ・多様な協働事業の実態に即した「協働契約書」の検討が必要である。

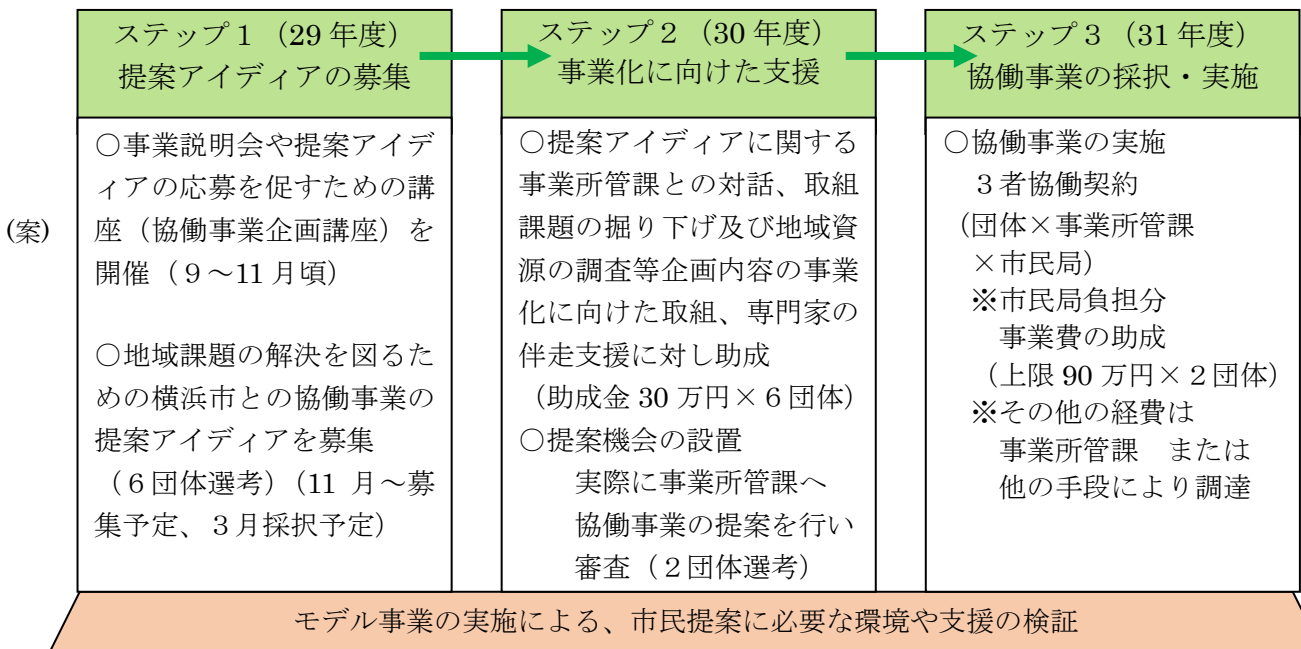
この検討をもとに、平成29年度は、条例に基づく「市民協働事業の提案(条例第10条)」や、「協働契約(条例第12条)」等の制度が、地域で活動する市民の皆様にとってより活用しやすい制度となるよう実践的な支援、取組を行います。

2 取組内容

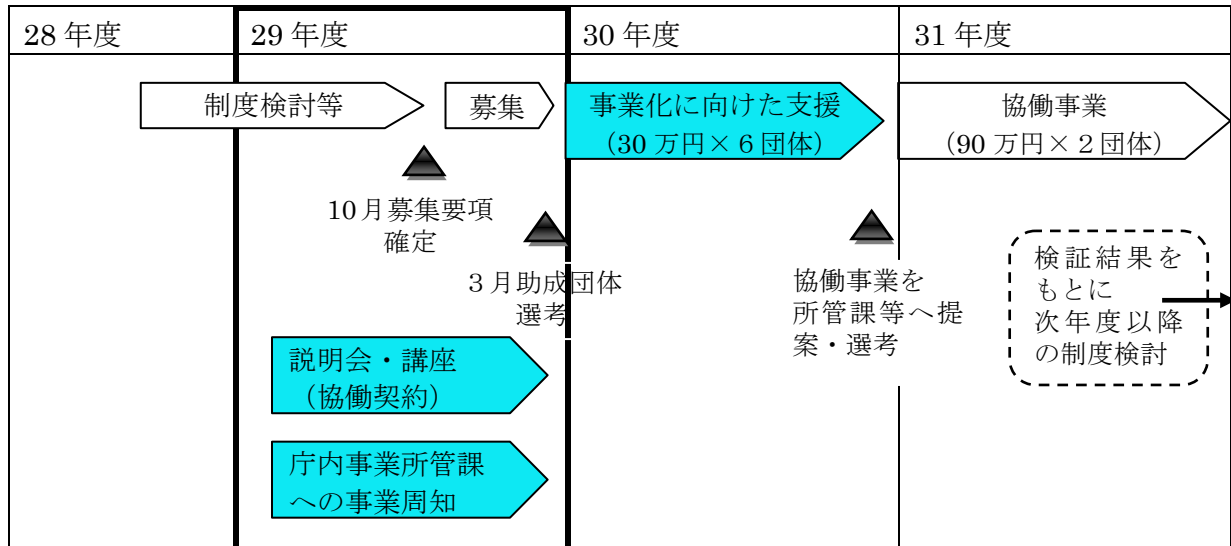
(1) 市民協働事業の提案(条例第10条)を促す取組(協働事業の提案支援モデル事業)

「市民協働事業の提案」を促進するため、必要な支援や市の体制、環境づくりについて検証を行い、よりよい制度運営につなげるためのモデル事業を実施します。(29年度予算案:180万円)

- 事業期間を3年度として、ステップ1:協働事業の提案アイデアの募集、ステップ2:提案アイデアの事業化に向けた支援、ステップ3:協働事業の採択・事業実施 という3段階のステップを実施するものです。
- モデル事業を通じて、最終的には、提案につなげるために必要な環境や支援を検証します。



## ア スケジュール



## イ 2月推進委員会ご意見（抜粋）

- ・これ自体がかなり新しい動きになると予想される。市単独ではなく、中間支援が運営しながら地域開拓をし、エンパワーメントし、講座も提供していくのがこの短期間の成果を出すにはいいのではないかと。中間支援を育てるという意味では、運営側も市と協働しながらこういうものを促していくというスキームのほうがおもしろいと思う。
- ・30万円・90万円の助成では事業費としては相当少ない。それを通して人と出会うような事業だとは思いう。まずは小さく始めていきながら考え、その間に提案する団体も市の職員も一緒に考えて勉強していくという助走期間だと思えばありではないか。
- ・事業化に向けた支援をすると、事業化しやすいものやろうとなる。事業化そのものより協働のプロセスを検証するというのがおもしろいのではないかと。

## ウ 今後の取組内容案について

取組ごとに別添資料にまとめております。

→説明会、講座の企画案については【資料7-2】

→助成金募集要項素案については【資料7-3】

(2) 協働契約（条例第 12 条）の理解を促進する取組（協働契約ハンドブック）

協働契約が市と市民が良好なパートナーシップを築き、市民に対しより良いサービスを提供していただけるしくみとなるよう、協働契約の意義や手順を示す「協働契約ハンドブック」を作成し、協働契約の理解を促進します。

ハンドブックの検討にあたっては、市民及び市職員で構成する検討会においてご意見をお聴きし、市民局市民活動支援課と横浜市市民活動支援センターで意見を取りまとめ、作成します。

ハンドブック内容案

- (1) 協働契約の意義
- (2) 契約締結に向けての進め方の手順
- (3) 契約書作成のポイント
- (4) 事業の進め方のポイント
- (5) 事業評価の意義
- (6) 事業評価のポイント
- (7) よりよいパートナーシップを築くための契約書活用のポイント

ア スケジュール

流れ	時期	内容
素案作成（7～9月）		
↓	検討会①	7月 第1回検討会開催（それぞれ開催） ① 市民 ② 市職員
	検討会②	8月 第2回検討会開催
	アンケート	9月 素案に対するアンケート調査
最終案作成（10～11月）		
↓	検討会③	10月 第3回検討会開催
	検討会④	11月 第4回検討会開催
完成（12月）		

イ 検討会構成（案）

	区分	氏名所属等（敬称略）
1	市民	時任 和子（特定非営利活動法人夢・コミュニティ・ネットワーク理事長）
2		中嶋 伴子（特定非営利活動法人くみんネットワークとつか職員）
3		原 美紀（特定非営利活動法人びーのびーの理事／新しい協働を考える会）
4	市職員	金沢区地域力推進担当
5		戸塚区地域振興課
6		こども青少年局子育て支援課

○ 条例第 10 条に基づき市民協働事業の提案があった事業（25～27 年度実績）

・保土ヶ谷の人・まち・文化を生かした旧東海道にぎわいづくり事業（25・26・27 年度）

（ほ도가や 人・まち・文化振興会 × 保土ヶ谷区）

旧東海道沿いに賑わいを創出するため、区内にある数多くの資源（もの・こと・人）を生かし、「ほ도가や弁当」の企画・販売などによる保土ヶ谷の地産地消の推進、「まちかど博物館スタンプラリー」の実施などによる歴史的の魅力の発信、「ほ도가やまちゼミ」の実施などによる次世代のまちづくりの担い手育成等の事業を実施しました。それぞれの事業が相互に連携していくことで、魅力発信効果をより高めることができました。

・クラウド電話を活用した災害等情報伝達強化事業（26・27 年度）

（株式会社 137 × 金沢区）

平成 26 年度に、災害等緊急時に必要な情報を区民等に迅速かつ確実に提供し、また、その被害状況を迅速に集約できる「緊急時情報伝達システム」を構築し、区内の保育園や各自治会町内会長を対象に試験導入しました。平成 27 年度からは、本格運用を開始し、①土砂災害警報情報発表に伴う避難勧告発令②チリ沖地震等に伴う津波への事前注意喚起において、本システムにより自治会町内会長へ迅速な情報の受伝達を行いました。

○ 条例第 12 条に基づき協働契約を締結した事業および件数（25～27 年度実績）

	事業名	契約件数		
		25年度	26年度	27年度
①	にしく市民活動支援センター運営事業（27年度は西区地域づくり大学校含む）	—	1 件	1 件
②	西区地域づくり大学校	1 件	26年度からは⑭へ	
③	みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ管理運営業務	—	—	1 件
④	学び舎ひまわり	1 件	26年度からは⑭へ	
⑤	とつか区民活動センター運営事業	1 件	1 件	1 件
⑥	戸塚区地域施設連携促進事業	—	—	1 件
⑦	瀬谷区支えあい家族支援事業	—	1 件	1 件
⑧	国際都市としての横浜の強み分析及びプロモーション映像制作事業	1 件	—	—
⑨	横浜市市民活動支援センター運営事業	1 件	1 件	1 件
⑩	横浜市市民活動支援センター自主事業			
	協働型地域経営リーダー養成事業（よこはま地域づくり大学校）	1 件	—	—
	みんなで作る! 「Spice+」～若者の参加による現場体験データベースの作成とマッチングと協働の仕組みづくり事業	—	1 件	1 件
	地元企業を核とした地域課題解決力を高め合うコミュニティ作り事業	—	1 件	1 件
⑪	中間支援組織機能強化事業 カフェ型中間支援機能の創出・強化・普及	—	—	1 件
⑫	市民活動支援・相談窓口事業	5 件	7 件	7 件
⑬	市民活動コーディネート講座	1 件	1 件	1 件
⑭	協働の「地域づくり大学校」事業	—	7 件	11 件
⑮	消費者団体等協働促進事業	4 件	4 件	4 件
⑯	地域子育て支援拠点事業	—	18 件	18 件
⑰	よこはまウォーキングポイント事業	—	1 件	1 件
⑱	ヨコハマ市民まち普請事業	1 件	1 件	1 件
⑲	保土ヶ谷の人・まち・文化を生かした旧東海道にぎわいづくり事業	1 件	1 件	1 件
⑳	クラウド電話を活用した災害等情報伝達強化事業	—	1 件	1 件
合 計		18 件 (11 事業)	47 件 (14 事業)	54 件 (17 事業)

協働事業の提案支援モデル事業「事業説明会」および「協働事業企画講座」について  
(企画案)

1 趣旨

3年度を通じて行う「協働事業の提案支援モデル事業」において、初年度である今年度は、市民の皆様を対象とした事業説明会や協働事業企画講座を開催した上で、横浜市との協働事業の提案アイデアを募集し、年度末に助成団体を選定・採択する予定です。

この事業説明会や協働事業企画講座は、認定 NPO 法人市民セクターよこはま、関内イノベーションイニシアティブ株式会社と横浜市市民局市民活動支援課の3者協働契約により実施する予定であり、現在、開催に向け企画を進めている段階のため、次の企画案について、委員の皆様のご意見をお願いいたします。

2 開催内容 (企画案)

(1) 事業説明会

事業や講座の趣旨を理解していただくための説明会を講座開催前に2回程度(方面別)開催します。

(2) 協働事業企画講座

ア 目的

横浜市と協働で事業を実施したいと考えている団体(事業の対象となりうる団体)を対象に協働事業の提案制度の趣旨や、行政との対話の仕方、協働事業プランの作り方、プレゼンテーションのノウハウ等を学んでいただきます。この講座の開催を通じ、最終的には提案アイデアの応募を促していくことを目的とします。

イ 内容

【対象】

- ・協働により地域(社会)課題解決やまちの魅力づくり等に取り組みたい団体・組織
- ・横浜市に協働事業を提案したいと考えている団体・組織  
(市民活動団体、NPO法人、自治会町内会、企業等)

【テーマ・内容】全5回1コース

第1回	講義	事業趣旨説明/協働とは
第2回	事例共有①	行政等との協働事例発表/質問
第3回	事例共有②	
第4回	プラン作成	行政との協働事業アイデアのプラン作成
第5回	発表	プラン発表会/講評

【日時】

平成29年9~11月の平日夜間及び土曜日午後を想定

## 協働事業の提案支援モデル事業に係る助成金募集要項素案

### 1 助成金の目的

昨年度実施した横浜市市民協働条例の施行状況の検討結果の中では、「市民にとって提案しやすい環境が整っていない」ことが課題として明らかになりましたが、その一因として、【市民発意の提案を協働事業の企画としてブラッシュアップするための支援がない】ということが挙げられました。

協働事業の提案として採択されるためには、プランに高い公益性や公共性、実現性などが必要ですが、市民がその発意を、そのような事業提案の企画とすることには、専門家や市職員等による支援が必要と考えられます。

そこで、平成30年度は「協働事業提案アイデアのブラッシュアップ助成金（仮称）」を、31年度には「協働事業費負担助成金（仮称）」の交付を行い、これらを通じて提案制度において必要な支援や市の体制等の検証につなげます。

### 2 協働事業提案アイデアのブラッシュアップ助成金募集要項について

【29年度未交付団体採択・30年度交付】

#### (1) 提案主体の要件

- ・ 横浜市内を活動拠点としている団体、組織、グループ
- ・ 5人以上の会員で組織していること
- ・ 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があること
- ・ 予算、決算を適正に行っていること
- ・ 自ら主体となって課題解決、まちの魅力づくり等を行う意欲があること

#### (2) 助成団体数

6団体程度

#### (3) 提案の対象となる事業の要件

（市民協働事業の提案に係る実施要領の事業要件を参考にして検討していきます。）

- ・ 公共的、公益的な事業であって、市民等と横浜市が協働して取り組むことによって地域課題や社会的課題の解決が図られる事業
- ・ 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- ・ 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果が高まる事業
- ・ 実施を前提とした事業で、協働事業を提案する市民等が実施することが可能である事業
- ・ 先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業

#### (4) 事業期間

単年度とします。

#### (5) 助成金額

上限30万円

#### 【助成の対象となる経費】

- ・ 取り組もうとする地域課題の現状や動向、ニーズ等の調査のために必要な経費
- ・ 取り組むにあたり連携が必要な行政所管課や近隣団体、関連団体等との関係構築のために必要な経費
- ・ 事業化に向けアドバイス等を行う専門家への謝金
- ・ その他、事業化に向けて必要な経費

#### (6) 選考方法

選考は、市民協働推進委員会で行います。

##### 【一次選考】

書類による一次選考を行い、公開で行うプレゼンテーション対象団体を選考します。

##### 【二次選考】

公開プレゼンテーションを行い、助成金対象団体を選定します。

公開プレゼンテーションは、2月頃、開催する予定です。

#### (7) 審査基準

- ・ 課題の着眼点、ニーズ
- ・ 公共性、実現性
- ・ 協働による相乗効果
- ・ 地域における協働の発展性

### 3 協働事業費負担助成金募集要項について

【30年度末交付団体採択・31年度交付】

#### (1) 助成団体数

30年度にブラッシュアップ助成金を受け、実際に協働事業の提案を行った団体のうち2団体程度

#### (2) 助成金額

上限90万円（対象は、協働事業実施に係る事業経費。団体の経常的な運営経費は除外とする。）

#### (3) 選考方法

市民協働推進委員会および提案に該当する事業所管課において選考を行います。

#### (4) 審査基準

ブラッシュアップ助成金を受けたことで、「公共性・実現性が高まったか」「事業効果（地域への波及、地域のまちづくりの発展性）が期待できるのか」等の視点で審査します。

### 4 今後のスケジュール等

平成 29 年度	推進委員会（10/4）	ブラッシュアップ助成金募集要項案の審議・確定
	11月以降	募集開始
	推進委員会（12/20）	応募状況の報告等
	1月以降	一次選考（書面審査）
	推進委員会（2月を予定。今後調整）	二次選考（公開プレゼンテーション審査）
	推進委員会（3/14）	ブラッシュアップ助成金交付団体の選考・決定

「協働事業費負担助成金募集要項」については平成30年度以降に委員会で審議し確定する予定です。